

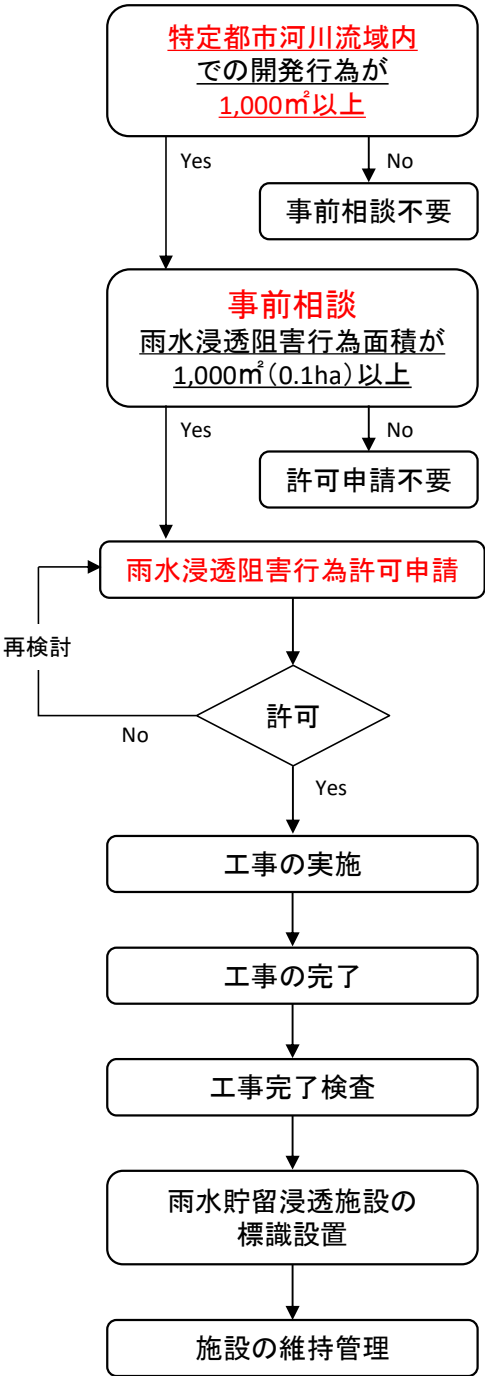
特定都市河川浸水被害対策法における
雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド

令和5年3月作成

手続きフロー図

雨水浸透阻害行為に対する対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合、事前相談、審査の手順を踏むことになります。

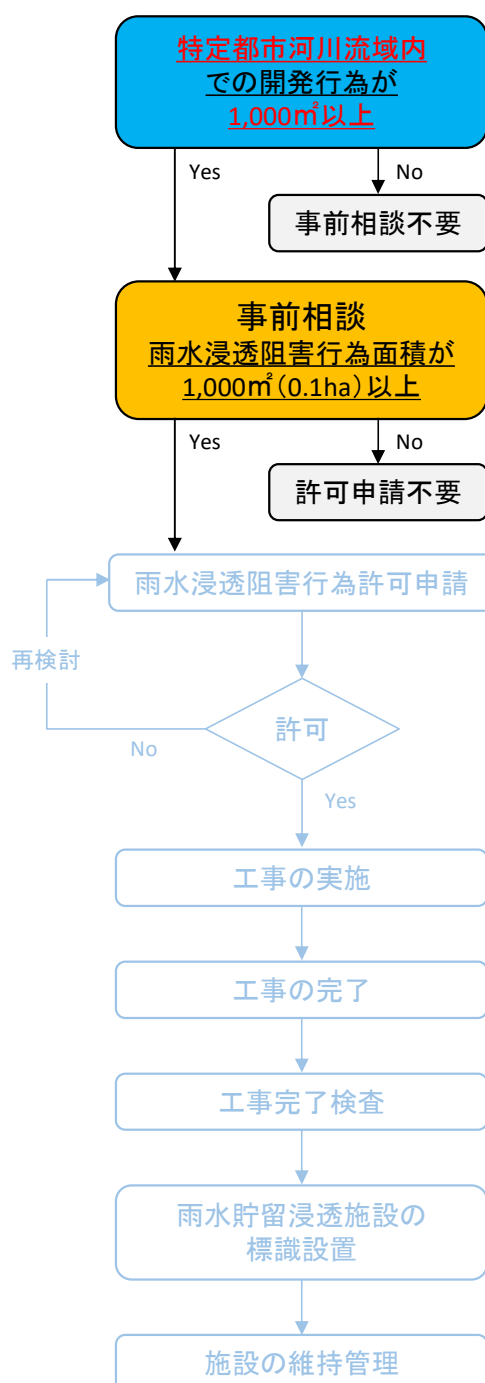
手続きフロー図



事前相談について

事前相談とは、雨水浸透阻害行為の許可申請が必要な開発行為であるかを確認するために行うものです。流れについては以下のとおりです。

手続きフロー図



事前相談の確認手順

■事前相談に必要な書類

様式番号	名称	明示すべき事項
様式－１	行為前後の土地利用区分面積表	
様式－４	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	

図面番号	名称	明示すべき事項
図面－１	行為区域位置図(縮尺 1/50,000 以上)	地形図に行為区域の位置を赤色で表示
図面－２	行為区域区域図(縮尺 1/2,500 以上)	行為区域の区域、都県界、市町村界、市町村区域内の町又は字の境界、土地の番地、土地の形状
図面－３	現況平面図(行為前)(縮尺 1/2,500 以上)	行為区域及び周辺区域の現況がわかるように表示
図面－４	現況土地利用求積図(行為前)(縮尺 1/2,500 以上)	地形、事業区域の境界、現況土地利用形態の区分ごとにエリアを分け、着色し、『様式１の行為前面積と合致するエリアや既存排水施設の位置』を明示
図面－５	土地利用計画図(行為後)(縮尺 1/2,500 以上)	行為後の土地利用計画を可能な限り詳細に表示
図面－６	土地利用計画求積図(行為後)(縮尺 1/2,500 以上)	事業区域の境界、計画土地利用形態の区分毎にエリアを分け、着色し、『様式１の行為后面積と合致するエリアや計画排水施設の位置』を明示
図面－７※	排水施設計画平面図(縮尺 1/2,500 以上)	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称

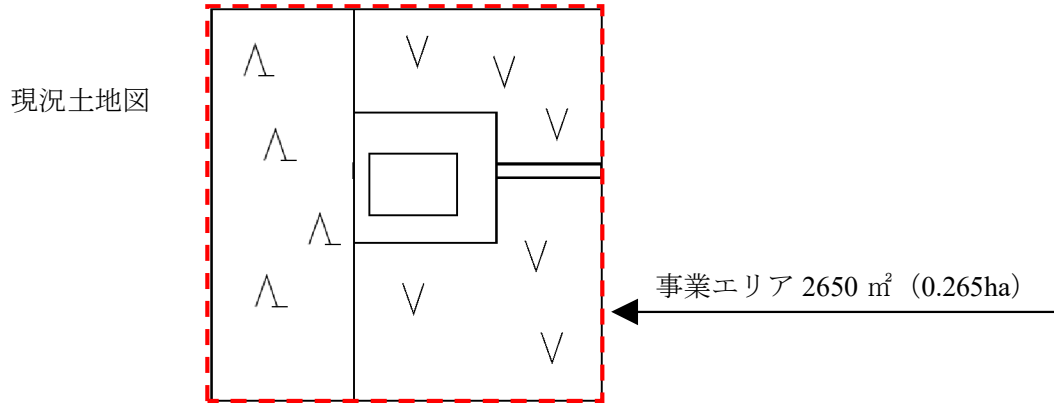
※については、事前相談時に作成していれば添付してください。

資料番号	名称	明示すべき事項
資料－１	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写真）	
資料－２	公図の写真	
資料－３	現況写真（写真撮影位置図を添付）	
資料－５	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写真、同意書の写真）	

※については、事前相談時に作成していれば添付してください。

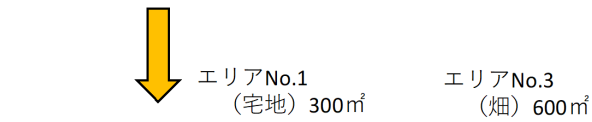
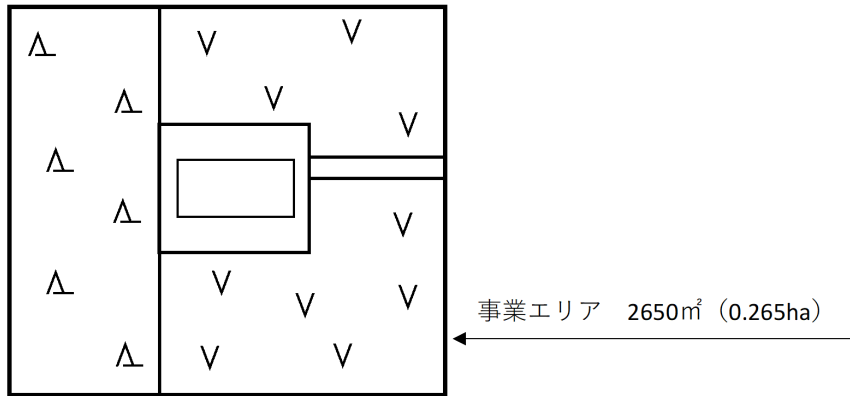
◆STEP 1

- 現況の各土地利用を判別する。
行為区域及び周辺区域の現況がわかるように表示し、土地利用を判別してください。
(土地利用の区分は8～11頁の「土地利用の判別方法」を参照)



◆STEP 2

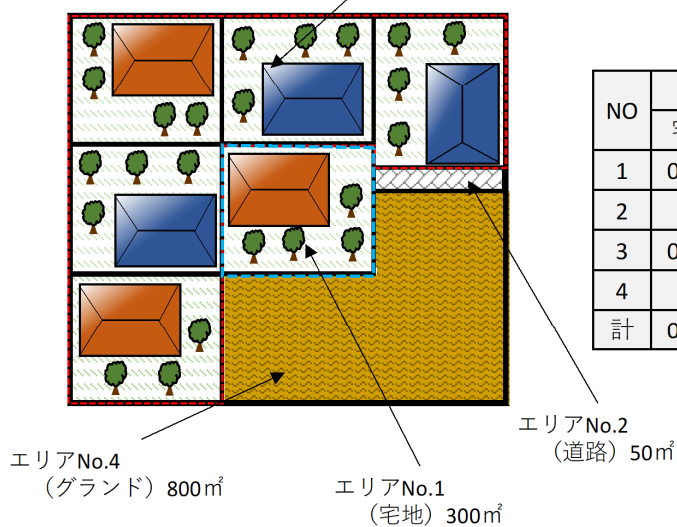
○現況と計画の土地利用の区分と面積を各々判別し、集計します。



NO	宅地		林地・耕地 原野他	計
	宅地	道路		
1	0.030	—	—	0.030
2	—	0.005	—	0.005
3	—	—	0.060	0.060
4	—	—	0.080	0.080
5	—	—	0.090	0.090
計	0.030	0.005	0.230	0.265



NO	宅地		駐車場 (舗装)	運動場	計
	宅地	道路			
1	0.030	—	—	—	0.030
2	—	0.005	—	—	0.005
3	0.150	—	—	—	0.150
4	—	—	—	0.080	0.080
計	0.180	0.005	—	0.080	0.265



STEP 3

○現況と計画の土地利用面積を集計（様式－1）

STEP2 で整理した現況と計画の土地利用区分面積を、様式-1 に転記します。これにより、雨水浸透阻害行為面積の算定をします。（自動計算されるので入力不要）

様式-1

行為前後の土地利用区分面積表

行為区域位置 住所：三重県津市……

行為面積 0.23(ha) 事業エリア面積 0.27(ha)

行為前後の土地利用区分

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為后面積 (ha)	増減 (ha)	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0300	0.1200	0.0900
		沼地	1.00			
		水路	1.00			
		ため池	1.00			
		道路(法面を有しないもの)	0.90	0.0050	0.0050	
		道路(法面を有するもの)				
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90			
		鉄道線路(法面を有するもの)				
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90			
		飛行場(法面を有するもの)				
		宅地等以外の土地	関第2号	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95	
不浸透性材料により覆われた法面	1.00					
第3号関連	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)		0.50			
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)		0.80		0.0800	0.0800
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地		0.50			
土第3号第1の掲号土から	山地	0.30			X	
	人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40				
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.2300			
その他						
面積計			0.2650	0.2650	0.2300	
平均流出係数			0.292	0.881	X	

雨水浸透阻害行為面積の合計 0.2300 ha

※0.1ha(1,000m²)以上の場合、申請の対象



結果

上記ケースでは事業エリア 2,650 m² に対し、現況で宅地等面積（宅地 300 m²、道路 50 m² = 350 m²）を除いた 2,300 が雨水浸透阻害行為面積となり、1,000 m²（0.1 ha）を超えることから許可申請が必要となります。

■土地利用の判別方法

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
宅地等に該当する土地	①宅地	0.90	宅地は、次に掲げる建物（工作物を含む）の用に共するための土地をいう。 （A）現況において、建物の用に共している土地 （B）過去において、建物の用に共している土地	宅地は、建物の屋根面積のほかに、庭等も含めた一団をもって宅地とする。
	②沼地	1.00	常時、又は一時的に水面を有する沼地をいう。	沼地の範囲は、沼地を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲及び貯留に共する土堤等がある場合は、それら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	③水路	1.00	常時、又は一時的に水面を有する水路をいう。	水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲とする。
	④ため池	1.00	常時、又は一時的に水面を有するため池をいう。	ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲及び貯留に共する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	⑤道路（法面を有しないものに限る） ⑥道路（法面を有するものに限る）	・法面を有しないもの 0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値	一般の交通の用に共する道路をいう。道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかは問わない。 未舗装でも、一般の交通の用に共していれば道路とする。	道路の範囲は、路肩から路肩までの範囲のほか、歩道、植樹帯、道路付帯施設が含まれる。 法面は区分し整理する。

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
宅地等に該当する土地	⑦鉄道線路（法面を有しないものに限る） ⑧鉄道線路（法面を有するものに限る）	・法面を有しないもの 0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値	鉄道道路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む）をいう。 操車場は鉄道道路に含まれない。	法面は区分し整理する。
	⑨飛行場（法面を有しないものに限る） ⑩飛行場（法面を有するものに限る）	・法面を有しないもの 0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値	飛行場は、空港・ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む）をいう。	法面は区分し整理する。

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
舗装された土地	⑪コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地(法面を除く)	0.95	コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた土地(法面は含まず)をいう。	
	⑫コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	1.00	コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた法面をいう。	
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地	⑬ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	ゴルフ場の敷地すべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑭運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	運動場の敷地すべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑮ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	建築物が建築できる程度、又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地(排水施設が設置されたゴルフ場、運動場等を除く)をいう。 施工段階で締め固められた土地であっても、耕起が行われることによって通常車両等が容易に走行できる程度にまでは締め固められていない状態のものは、締め固められた土地に該当しない。	

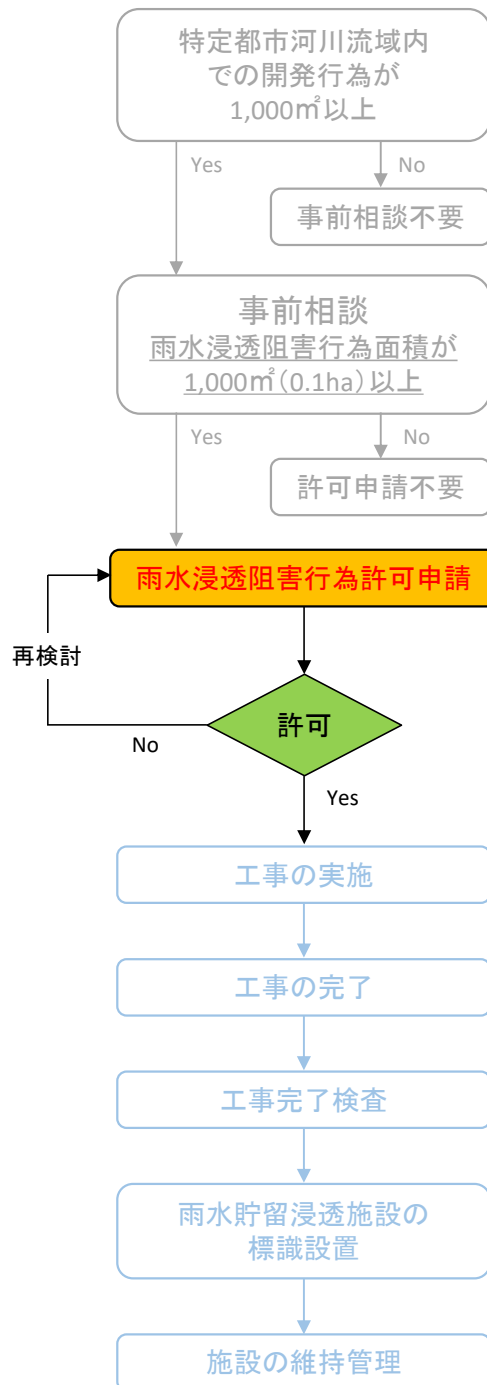
	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
上記に掲げる土地以外の土地	⑯山地	0.30	平均勾配が10%以上の土地(山地、林地、原野)をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。他の区分(①～⑮、⑰、⑱)以外の土地で、平均勾配10%以上の土地をいう。
	⑰人工的に造成された植生に覆われた法面	0.40	人工的に造成され、植生に覆われた法面をいう。	
	⑱林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	平均勾配が10%未満で一体的に林、又は草地等を形成している土地(山地、林地、原野)をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。他の区分(①～⑮、⑰、⑱)以外の土地で、平均勾配10%以上の土地をいう。
			耕作の目的に共される土地(水田〈灌漑中であるか否かを問わない〉を含む)をいう。	

許可申請について

事前相談において雨水浸透阻害行為面積が1,000㎡（0.1ha）以上であることが確認された場合、許可申請の対象になります。

流れについては以下のとおりです。

手続きフロー図



■許可申請に必要な書類

様式番号	名称	明示すべき事項
(省令)別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書	
(県細則)別記様式第1号	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	工事の方針、行為区域内の土地の現況及び土地利用計画並びに対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画
様式-1	行為前後の土地利用区分面積表	(事前相談時作成)
様式-2	雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量	
様式-3	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証明する書類	
様式-5	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	

図面番号	名称	明示すべき事項
図面-1	行為区域位置図(縮尺 1/50,000 以上)	(事前相談時作成)
図面-2	行為区域区域図(縮尺 1/2,500 以上)	(事前相談時作成)
図面-3	現況平面図(行為前)(縮尺 1/2,500 以上)	(事前相談時作成)
図面-4	現況土地利用求積図(行為前)(縮尺 1/2,500 以上)	(事前相談時作成)
図面-5	土地利用計画図(行為後)(縮尺 1/2,500 以上)	(事前相談時作成)
図面-6	土地利用計画求積図(行為後)(縮尺 1/2,500 以上)	(事前相談時作成)
図面-7	排水施設計画平面図(縮尺 1/2,500 以上)	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称
図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図	対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域
図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状(縮尺 1/2,500 以上) 雨水貯留浸透施設の構造の詳細(縮尺 1/2,500 以上)(プラスチック製品の品質証明書)	平面図、縦断面図及び横断面図によりしめすこと。 流入口及び放流孔の構造を含むものであること。
図面-10	標識設置位置図(縮尺 1/50,000 以上)	

資料番号	名称	明示すべき事項
資料-1	土地の登記事項を示す書類(全部事項証明書の写し)	(事前相談時作成)
資料-2	公図の写し	(事前相談時作成)
資料-3	現況写真(写真撮影位置図を添付)	(事前相談時作成)
資料-4	工事工程表(任意様式)	
資料-5	その他必要な資料(委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し)	(事前相談時作成)

◆STEP 4

○政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証明する書類(様式-3)作成のため、ここからは、以下の調整池容量計算システム(Excel版)を活用して作業をします。

↓↓調整池容量計算システム(Excel版)ダウンロード先

<https://www.pref.mie.lg.jp/KASEN/HP/000255015.htm#anchor2>

○行為前後の流出係数を算定

- ① 『流出係数算出』のシートを活用
- ② 様式-1で作成した行為前・行為後面積を記入
- ③ 上段に、行為前・行為後の流出係数が算定されていることを確認(自動計算されるので表の数値は入力不要)

		流出係数算定結果		行為前 0.292	行為後 0.881	
雨水浸透阻害行為の技術基準として設定する流出係数						
区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)		
計		—	0.2650	0.2650	③	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0300	0.1200	②
		池沼	1.00			
		水路	1.00			
		ため池	1.00			
		道路(法面を有しないもの)	0.90	0.0050	0.0050	
		道路(法面を有するもの)				
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90			
		鉄道線路(法面を有するもの)				
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90			
		飛行場(法面を有するもの)				
		宅地等以外の土地	関第2号	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95	
不浸透性材料により覆われた法面	1.00					
関第3号	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)		0.50			
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)		0.80		0.0800	
上記第1号から第3号に掲げる土地以外の土地	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地		0.50			
	山地		0.30			
その他	人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40				
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.2300			

◆STEP 5

○基準降雨（既に入力されているため入力不要）

※『降雨強度』のシートを参照

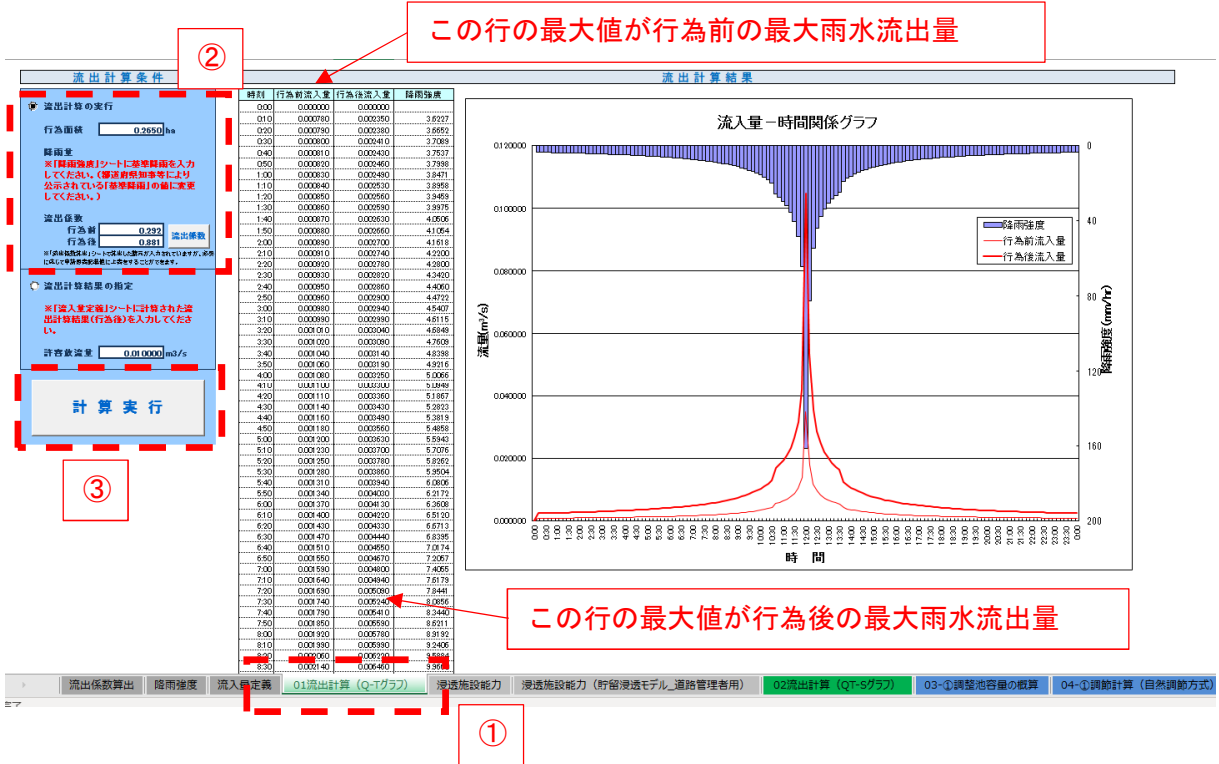
【例：白山ブロックの場合】

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	3.6227	6	0-10	6.5120	12	0-10	82.4966	18	0-10	6.2881
	10-20	3.6652		10-20	6.6713		10-20	54.7207		10-20	6.1480
	20-30	3.7089		20-30	6.8395		20-30	43.9848		20-30	6.0147
	30-40	3.7537		30-40	7.0174		30-40	37.8464		30-40	5.8876
	40-50	3.7998		40-50	7.2057		40-50	33.7409		40-50	5.7663
	50-60	3.8471		50-60	7.4055		50-60	30.7457		50-60	5.6503
1	0-10	3.8958	7	0-10	7.6179	13	0-10	28.4354	19	0-10	5.5395
	10-20	3.9459		10-20	7.8441		10-20	26.5827		10-20	5.4333
	20-30	3.9975		20-30	8.0856		20-30	25.0539		20-30	5.3316
	30-40	4.0506		30-40	8.3440		30-40	18.9678		30-40	5.2340
	40-50	4.1054		40-50	8.6211		40-50	17.5292		40-50	5.1403
	50-60	4.1618		50-60	8.9192		50-60	16.3042		50-60	5.0503
2	0-10	4.2200	8	0-10	9.2406	14	0-10	15.2482	20	0-10	4.9637
	10-20	4.2800		10-20	9.5884		10-20	14.3283		10-20	4.8803
	20-30	4.3420		20-30	9.9660		20-30	13.5194		20-30	4.8000
	30-40	4.4060		30-40	10.3773		30-40	12.8025		30-40	4.7226
	40-50	4.4722		40-50	10.8273		40-50	12.1626		40-50	4.6479
	50-60	4.5407		50-60	11.3218		50-60	11.5879		50-60	4.5758
3	0-10	4.6115	9	0-10	11.8678	15	0-10	11.0686	21	0-10	4.5062
	10-20	4.6849		10-20	12.4738		10-20	10.5972		10-20	4.4389
	20-30	4.7609		20-30	13.1505		20-30	10.1671		20-30	4.3738
	30-40	4.8398		30-40	13.9113		30-40	9.7732		30-40	4.3108
	40-50	4.9216		40-50	14.7730		40-50	9.4110		40-50	4.2498
	50-60	5.0066		50-60	15.7574		50-60	9.0768		50-60	4.1906
4	0-10	5.0949	10	0-10	16.8931	16	0-10	8.7674	22	0-10	4.1334
	10-20	5.1867		10-20	18.2184		10-20	8.4801		10-20	4.0778
	20-30	5.2823		20-30	19.7857		20-30	8.2126		20-30	4.0239
	30-40	5.3819		30-40	25.7839		30-40	7.9629		30-40	3.9715
	40-50	5.4858		40-50	27.4617		40-50	7.7292		40-50	3.9207
	50-60	5.5943		50-60	29.5221		50-60	7.5101		50-60	3.8713
5	0-10	5.7076	11	0-10	32.1377	17	0-10	7.3041	23	0-10	3.8233
	10-20	5.8262		10-20	35.6150		10-20	7.1102		10-20	3.7766
	20-30	5.9504		20-30	40.5662		20-30	6.9272		20-30	3.7311
	30-40	6.0806		30-40	48.4673		30-40	6.7543		30-40	3.6869
	40-50	6.2172		40-50	64.3678		40-50	6.5906		40-50	3.6438
	50-60	6.3608		50-60	161.5608		50-60	6.4354		50-60	3.6019

◆STEP 6

○行為前後の各時間（10分）毎の流出量を算定

- ① 『01 流出計算（Q-T グラフ）』のシートを活用
- ② 流出計算条件に、STEP4 で確認した行為面積や行為前後の流出係数が記入されているか確認
- ③ 計算実行ボタンをクリック



○様式 2 の結果と確認

- ④ 様式 2 を確認（自動計算されているので表の数値は入力不要）
- ⑤ 様式 2 の行為前後の最大雨水流出量と、上記の計算結果が一致しているか確認

様式-2

雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量 (m³/s)
 f: 流出係数 (様式-1より)
 r: 最大降雨強度(10分間) (mm/h) 161.56
 A: 集水面積 (ha) (様式-4より)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.292 \times 161.56 \times 0.2650 = 0.035 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.881 \times 161.56 \times 0.2650 = 0.105 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって,

$$0.10479 \text{ m}^3/\text{s} - 0.03478 \text{ m}^3/\text{s} = 0.07001 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.07001 m³/s分をカットする対策が必要。

◆STEP 7

○雨水貯留浸透施設によって、行為前雨水流出量最大値まで抑制可能なことを証明します。

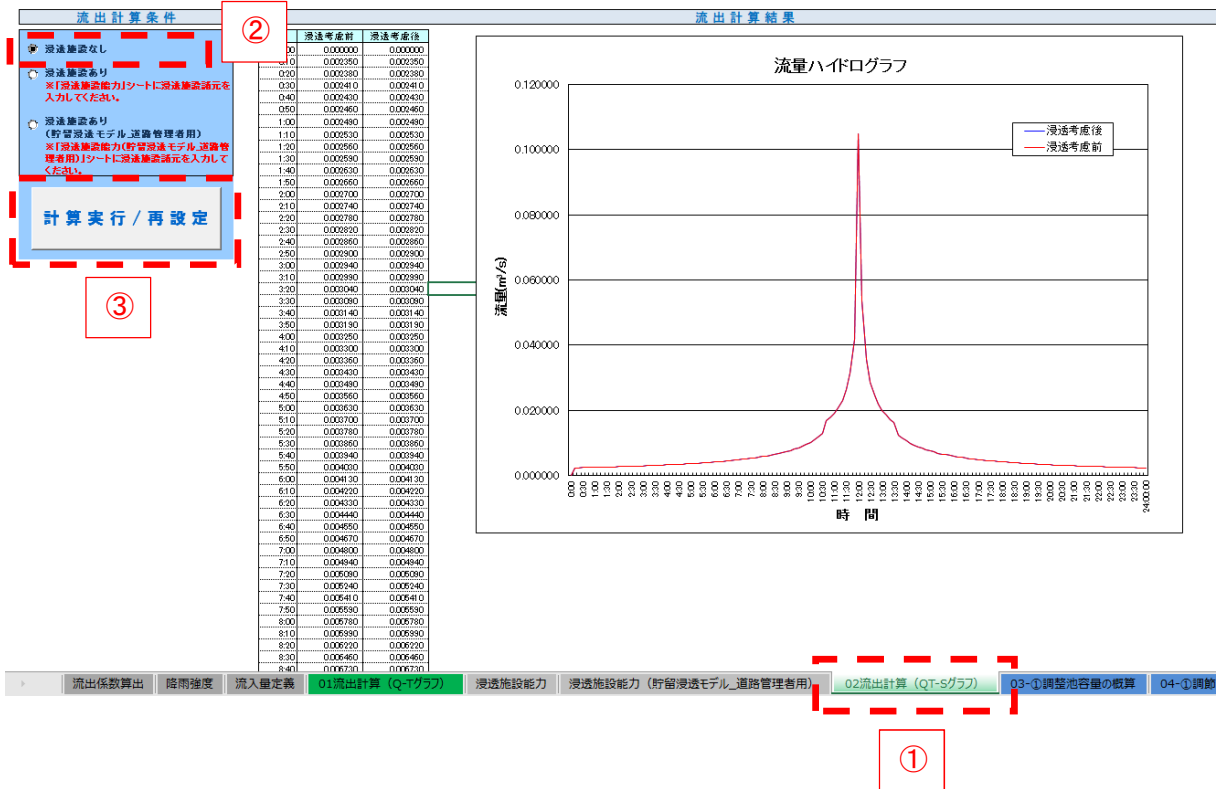
- 様式-2 例示では、行為前最大流出量が $Q=0.035\text{m}^3/\text{s}$ に対して、行為後は $Q=0.105\text{m}^3/\text{s}$ となっています。
- このため、雨水貯留浸透施設の設置により、行為前の $Q=0.035\text{m}^3/\text{s}$ 以下に放流量を抑えることが必要であり、それを証明する資料が様式-3 となります。

○浸透施設の設置有無により作業内容が変わります。

資料作成に当たっては、最初に『浸透施設の効果』を算定した後、『貯留施設の効果』を算定します。ここでは、まず『浸透施設の効果』を算定する方法を示しますが、浸透施設を設置する／しないで、作業内容が異なります。

1. 浸透施設を設置しない場合

- ① 『02 流出計算 (QT-S グラフ)』のシートに移動
- ② 左上の浸透施設なしにチェックを入れる。
- ③ 計算実行／再設定をクリック



2. 浸透施設を設置する場合

- ① 『浸透施設能力』のシートに移動
- ② 浸透施設諸元として、『浸透マス』、『浸透トレンチ』、『透水性舗装』、『その他』について、『比浸透量』、『飽和透水係数』、『設置数量』、『影響係数』をそれぞれ入力。
- ③ また、空隙貯留がある場合は、空隙貯留諸元として、『体積』、『空隙率』をそれぞれ入力。（ここに入力する体積は全数量に対する値。） 既に入力されている値を変更しても良い。
- ④ 入力を行うと、『浸透施設能力算定結果』及び『空隙貯留量算定結果』が自動計算される。

浸透施設能力算定結果

浸透マス	浸透トレンチ	透水性舗装	その他	浸透施設能力算定結果
0.000	0.000	0.000	0.000	0.000 m ³ /hr

空隙貯留量算定結果

浸透マス	浸透トレンチ	透水性舗装	その他	空隙貯留量算定結果
20.000	0.000	0.000	0.000	20.000 m ³

条件設定

【浸透マス】	比浸透量 (mf)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (個)	影響係数		
				【1】	【2】	【3】
				孔隙【1】	孔隙【2】	孔隙【3】
1				1.00	1.00	1.00
2				1.00	1.00	1.00
3				1.00	1.00	1.00
4				1.00	1.00	1.00
5				1.00	1.00	1.00
6				1.00	1.00	1.00
7				1.00	1.00	1.00
8				1.00	1.00	1.00
9				1.00	1.00	1.00
10				1.00	1.00	1.00

条件設定

【浸透マス】	体積 (m ³)	空隙率 (%)
1	100.00	20.00
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

条件設定

【浸透トレンチ】	比浸透量 (mf)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (m)	影響係数		
				【1】	【2】	【3】
				孔隙【1】	孔隙【2】	孔隙【3】
1				1.00	1.00	1.00
2				1.00	1.00	1.00
3				1.00	1.00	1.00
4				1.00	1.00	1.00
5				1.00	1.00	1.00
6				1.00	1.00	1.00
7				1.00	1.00	1.00
8				1.00	1.00	1.00
9				1.00	1.00	1.00
10				1.00	1.00	1.00

条件設定

【浸透トレンチ】	体積 (m ³)	空隙率 (%)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

条件設定

【透水性舗装】	比浸透量 (mf)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (mf)	影響係数		
				【1】	【2】	【3】
				孔隙【1】	孔隙【2】	孔隙【3】
1				1.00	1.00	1.00
2				1.00	1.00	1.00
3				1.00	1.00	1.00
4				1.00	1.00	1.00
5				1.00	1.00	1.00
6				1.00	1.00	1.00
7				1.00	1.00	1.00
8				1.00	1.00	1.00
9				1.00	1.00	1.00
10				1.00	1.00	1.00

条件設定

【透水性舗装】	体積 (m ³)	空隙率 (%)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

条件設定

【その他】	比浸透量 (mf)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (単位)	影響係数		
				【1】	【2】	【3】
				孔隙【1】	孔隙【2】	孔隙【3】
1				1.00	1.00	1.00
2				1.00	1.00	1.00
3				1.00	1.00	1.00
4				1.00	1.00	1.00
5				1.00	1.00	1.00
6				1.00	1.00	1.00
7				1.00	1.00	1.00
8				1.00	1.00	1.00
9				1.00	1.00	1.00
10				1.00	1.00	1.00

条件設定

【その他】	体積 (m ³)	空隙率 (%)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

流出係数算出
降雨強度
流入量定義
01流出計算 (Q-Tグラフ)
浸透施設能力
浸透施設能力 (貯留浸透モデル_道路管理者用)

- ⑤ 『02 流出計算 (QT-S グラフ)』のシートに移動
- ⑥ 左上の浸透施設ありにチェックを入れる。
- ⑦ 計算実行／再設定をクリック。

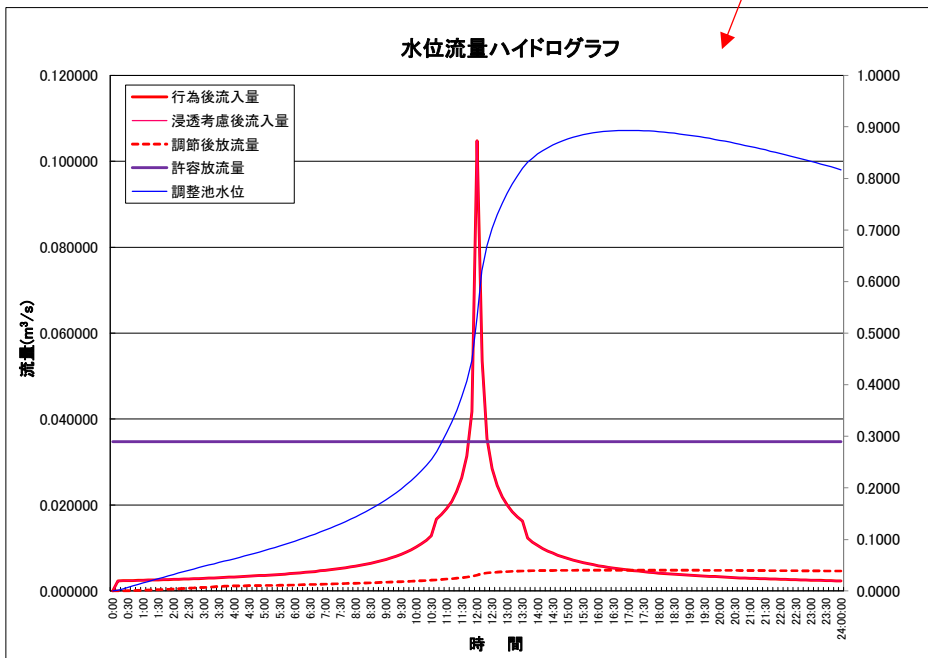
◆STEP 8

○次に、『貯留施設の効果』を算定します。

例) 自然調節方式による雨水浸透施設を設置する場合

- ① 『04-①調節計算 (自然調節方式)』のシートに移動
- ② 設定調整池諸元 (水深、容量) 及び放流口形状を入力
- ③ 計算実行ボタンをクリック
- ④ 計算結果を確認。総合評価が OK であれば、設定した調整池諸元で問題ない。一方、NG であれば、設定調整池諸元 (水深、容量) 及び放流口形状を調整し、再計算を実施。総合評価が OK となるまでトライアルを行う。

The screenshot shows the software interface for calculating the effect of a retention facility. It includes an input table for parameters like water depth and capacity, a calculation execution button, and a hydrograph showing flow rates and water levels over time. Red dashed boxes and numbers 1-4 indicate the steps described in the text.



◆STEP 9

○STEP7 及び STEP8 で実施した結果を、様式-3 に整理する。

政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類

様式-3

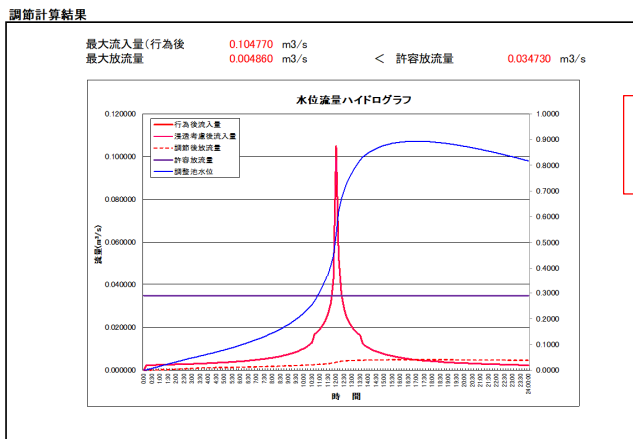
流出抑制施設諸元

調整池諸元				浸透施設諸元				空隙貯留量諸元							
放流口径(2段オリフィスの場合は、上・下段の雨諸元を記載)				浸透能力				空隙貯留量							
放流口形状	形状	円形	上段(2段オリフィスの場合)	【浸透マス】	単位設計浸透能 (m ³ /hr/個)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (個)	影響係数			【浸透マス】	空隙貯留量 (m ³)	空隙率 (%)		
	直径	0.050	管底位置(池底から)					0.000	(1)	(2)				(3)	
	高さ	—							内容(1)	内容(2)				内容(3)	
	幅	—													
調整池諸元				【浸透トレンチ】				【透水性舗装】			【その他】				
ポンプ諸元(ポンプ排水を用いた場合)				単位設計浸透能 (m ³ /hr/m)				単位設計浸透能 (m ³ /hr/単)			単位設計浸透能 (m ³ /hr/単)				
H	V	H	Q	比浸透量 (m)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (m)	比浸透量 (m)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (単位)	比浸透量 (m)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (単位)	比浸透量 (m)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (単位)
0.000	0.00			1			1			1			1		
1.000	500.00			2			2			2			2		
				3			3			3			3		
				4			4			4			4		
				5			5			5			5		
				6			6			6			6		
				7			7			7			7		
				8			8			8			8		
				9			9			9			9		
				10			10			10			10		

STEP8 で作成した数値を貼り付けます。

STEP7 で作成した数値を貼り付けます。
(STEP7 で浸水施設を設置しない場合は、空白で貼り付けます。)

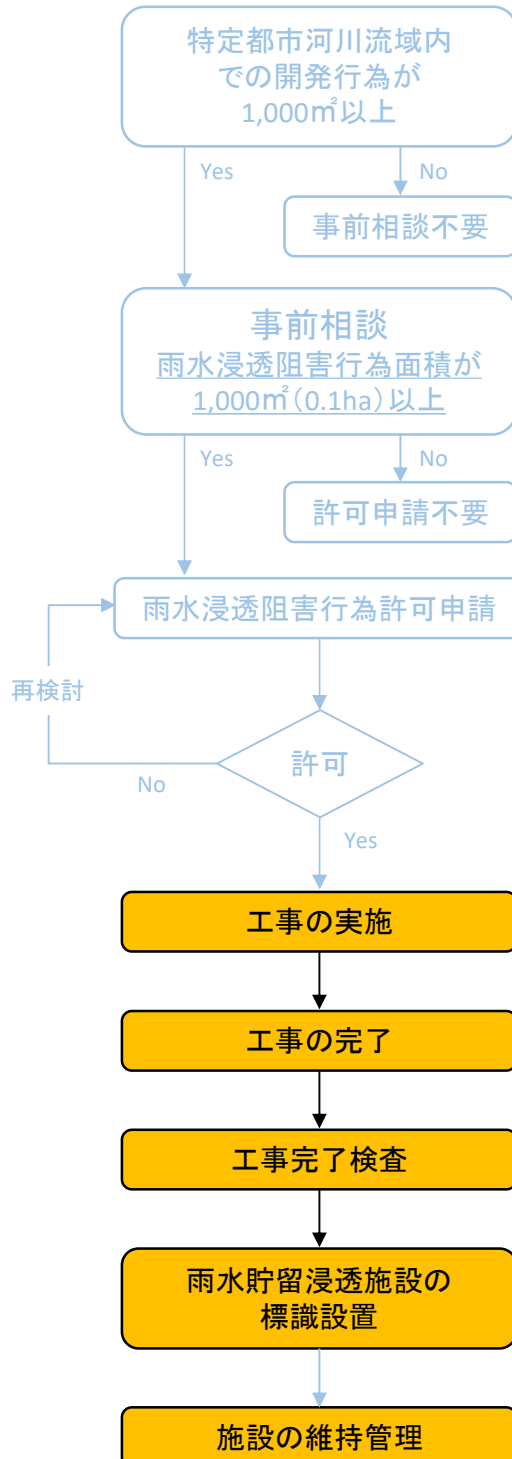
STEP8 で算定したグラフを貼り付けます。



工事の施工から完了について

工事の施工から完了までの流れは以下のとおりです。

手続きフロー図



○工事の実施

■工事着手に必要な書類

様式名	名称
(県細則) 別記様式第4号	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書



○申請内容に変更があった場合には、再度申請・許可が必要

ただし、工事着手予定日及び工事完了予定日の変更のみの場合は届出書を提出してください。また、工事を廃止する場合も届出書を提出してください。

■申請内容の変更に必要な書類

様式名	名称	明示すべき事項
(県細則) 別記様式第2号	雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書	変更に係る事項、変更の理由、雨水浸透阻害行為の許可の許可番号
(県細則) 別記様式第3号	雨水浸透阻害行為変更届出書	工事着手予定日又は工事完了予定日

■工事廃止に必要な書類

様式名	名称	明示すべき事項
(省令) 別記様式第4号	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	雨水浸透阻害行為の許可の許可番号、工事廃止年月日、工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称



○工事完了届出書を提出

工事完了後、雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出してください。

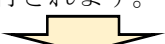
■工事完了に必要な書類

様式名	名称
(省令) 別記様式第3号	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書



○工事完了検査を実施

工事完了検査合格後、検査済証が発行されます。



○雨水貯留浸透施設の標識を設置

標識の設置は県が行います。

なお、設置の際に、完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置、時期等については協議させてください。



○施設管理者等変更届出書の提出

雨水浸透阻害行為の対象施設の管理者等を変更する場合は、施設管理者等変更届出書を提出してください。

■施設管理者等変更に必要な書類

様式名	名称
その他様式	施設管理者等変更届出書

事前相談・許可申請に必要な書類一覧

事前	申請	様式番号	名 称	提出部数
	○	(省令) 別記様式第 2	雨水浸透阻害行為許可申請 (協議) 書	3
	○	(県細則) 別記様式第 1 号	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	3
○	○	様式-1	行為前後の土地利用区分面積表	3
	○	様式-2	雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量	3
	○	様式-3	政令第 8 条第 1 項に規定する技術的基準に適合することを証明する書類	3
○		様式-4	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	3
	○	様式-5	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書 (例示)	3

事前	申請	様式番号	名 称	提出部数
○	○	図面-1	行為区域位置図【縮尺 1/50,000 以上】	3
○	○	図面-2	行為区域区域図【縮尺 1/2,500 以上】	3
○	○	図面-3	現況平面図 (行為前)【縮尺 1/2,500 以上】	3
○	○	図面-4	現況土地利用求積図 (行為前)【縮尺 1/2,500 以上】	3
○	○	図面-5	土地利用計画図 (行為後)【縮尺 1/2,500 以上】	3
○	○	図面-6	土地利用計画求積図 (行為後)【縮尺 1/2,500 以上】	3
(※)	○	図面-7	排水施設計画平面図【縮尺 1/2,500 以上】	3
	○	図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図【縮尺 1/2,500 以上】	3
	○	図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図【縮尺 1/2,500 以上】 雨水貯留浸透施設の形状 雨水貯留浸透施設の構造の詳細 (プラスチック製品の品質証明書)	3
	○	図面-10	標識設置位置図【縮尺 1/500 以上】	3

事前	申請	様式番号	名 称	提出部数
○	○	資料-1	土地の登記事項を示す書類 (全部事項証明書の写し)	3
○	○	資料-2	公図の写し	3
○	○	資料-3	現況写真 (写真撮影位置図を添付)	3
	○	資料-4	工事工程表 (任意様式)	3
○	○	資料-5	その他必要な資料 (委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し)	3

(※)については、事前相談時に作成していれば添付してください。

工事着手に必要な書類

様式番号	名 称	提出部数
(県細則) 別記 様式第4号	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	3

申請内容の変更に必要な書類

様式番号	名 称	提出部数
(県細則) 別記 様式第2号	雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書	3
(県細則) 別記 様式第3号	雨水浸透阻害行為変更届出書	3

工事完了に必要な書類

様式番号	名 称	提出部数
(省令) 別記様式 第3号	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	3

工事廃止に必要な書類

様式番号	名 称	提出部数
(省令) 別記様式 第4号	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	3

施設管理者等変更に必要な書類

様式番号	名 称	提出部数
その他様式	施設管理者等変更届出書	3